

ゼロカーボンパートナーシップ事業のQ&A

【目次】

I 事業の概要	・・・・・・・・・・	2
II ロゴ	・・・・・・・・・・	2
III 省エネ診断	・・・・・・・・・・	3
IV パートナーの役割	・・・・・・・・・・	4
V その他	・・・・・・・・・・	4

I 事業の概要

Q 1 ゼロカーボンパートナーシップ事業の目的は何か。

A 1 市と事業者が連携することで事業者の地球温暖化対策の機運を高め、市内の産業及び業務部門の温室効果ガス排出量の削減を推進することが目的である。

Q 2 協定締結後の市の役割、パートナーの役割は何か。

A 2 それぞれの役割は以下のとおりである。

【市の役割】

- ・パートナーに、認定証（盾）及びゼロカーボンロゴ（データ）を提供する。
- ・「省エネ最適化診断」や「省エネお助け隊」の診断料を負担する。
- ・省エネ設備改修等に対して支援や情報提供を行う。
- ・パートナーの取組について、市のホームページ等で紹介する。
- ・パートナー同士が取組状況や課題を話し合える場を作る。

【パートナーの役割】

- ・パートナーが所有する施設や設備等の脱炭素化に向けた取組を推進する。（温室効果ガス排出量削減に寄与する。）
- ・市主催の「環境セミナー」や「かんきょう出前講座」の講師として、環境教育・啓発に協力する。
- ・災害を起因とする停電時に、所有する電気自動車、太陽光パネルや蓄電池等を活用して、市への電力供給に協力する。

Q 3 パートナー協定締結期間はいつまでか。

A 3 環境基本計画の温室効果ガス排出量削減目標年度である令和 12(2030)年度までの予定である。ただし、本市は令和 32(2050)年を目標年とする「ゼロカーボンシティ宣言」を行っているため、協議の上、協定を継続する可能性もある。

Q 4 誰でもパートナーになれるのか。

A 4 暴力団関係者や公序良俗に反する等、市がパートナーとしてふさわしくないと判断した場合は、協定の締結を断る場合がある。

Q 5 協定を解約することはできるのか。

A 5 解約を希望する場合は、30 日以上前に市までご連絡をください。

Q 6 協定締結に関する申出書類の提出はメールでもいいか。

A 6 誓約書は、署名又は記名押印が必要のため、直接窓口を持参するか郵送にて提出してください。

II ロゴ

Q 1 ロゴの使用料はかかるのか。

A 1 ゼロカーボンパートナーシップ協定者は無料で使用できる。

Q 2 どのようなものにロゴを使用できるのか。

A 2 ゼロカーボンパートナーシップ協定者は、ホームページや名刺、車のラッピング等に使用できる。

Q 3 ロゴの使用制限はあるのか。

A 3 使用できるのは原則ゼロカーボンパートナーシップ協定を締結した事業者等のみである。ただし、当該事業者であっても商品等に表示するなどの営利目的や政治や宗教活動のほか品位をおとしめるような使用は要綱で禁止している。ロゴの使用範囲について不明な点があれば、環境政策課（079-427-9769）までご連絡ください。

Ⅲ 省エネ診断

Q 1 「省エネ最適化診断」「省エネお助け隊」とは何ですか。

A 1 「省エネ最適化診断」は、専門家が事業者には派遣され、施設や設備の省エネ化や生産工程の見直し、再生可能エネルギーの導入などについて診断し、様々な改善提案が行われるものであり、企業の脱炭素化を効率的、効果的に進める省エネルギー庁が実施する事業である。「省エネお助け隊」も現場調査や事業所のエネルギー使用量及び運用状況の分析を行う経済産業省が実施する事業だが、これらに加えてコスト削減の提案や補助金・税制優遇情報の案内も行う。

【具体例】

運用改善、自家消費型太陽光パネルの導入、脱炭素化に向けたアドバイス、蓄積データを利用した他社との比較、赤外線カメラ等を使ったエネルギーの漏れ確認など

【金額(税別)】

- ・省エネ最適化診断・・・(一財)省エネルギーセンター (省エネルギー庁補助事業)
A 診断：9,500 円、B 診断：15,000 円、大規模診断：21,000 円
※B 診断はボイラーや大型空調等を多数保有し原油換算エネルギー使用量が 300KL/年以上の事業所、大規模診断はエネルギー使用量が 1,500 KL/年以上の大規模事業所である中小企業が対象
- ・省エネお助け隊・・・(一社)環境共創イニシアチブ (経済産業省補助事業)
1 名診断：9,200 円、2 名診断：14,000 円
※2 名診断は4階建て以上の事業所等、規模が大きい企業が対象

Q 2 省エネ診断によって何が分かるのか。

A 2 診断により複数の改善提案が提示され、項目ごとのCO2削減量、費用削減額、投資額や回収年等が分かる。中には運用改善のみでCO2排出量を削減できる項目もあり、費用をかけずに取り組むことができる。

Q 3 省エネ診断費の市の負担割合は。

A 3 予算の範囲内で省エネ診断費の全額(税別)を市が負担する。診断費用は事業所の規模により異なるが、9,200 円から 21,000 円(税抜)である。

Q 4 省エネ診断費の消費税分はなぜ市が負担しないのか。

A 4 市が消費税相当額も負担した場合、消費税申告義務のある事業者は消費税仕入税額控除が確定したら市に返還してもらうことになるため当初から市の負担には含めていない。

Q 5 すべてのパートナーが省エネ診断をする必要があるのか。

A 5 市が全額負担するため可能な限り診断を実施し、省エネ対策の可能性調査をしていただきたいが、必須ではない。また、大企業かつ年間エネルギー使用量が原油換算で1,500KL/年以上の大規模事業所は、省エネ診断を受診できない。

IV パートナーの役割

Q 1 パートナーの役割として市主催の環境教育・啓発に協力とあるが具体的には何をするのか。

A 1 現在も地元の学校や施設等で本市が環境教育・啓発を行っているが、パートナーにも講師として、自身の温室効果ガス排出量削減の取組を、紹介していただく。
講演の実施は必ずではなく、各パートナーの可能な範囲でご協力していただく。

Q 2 パートナーの役割として災害時に電力供給の協力とあるが具体的には何をするのか。

A 2 災害を起因とする停電時、避難所にパートナー所有の電動車を可能な範囲で配備していただく。また、公用車である電気自動車をパートナー所有の太陽光発電などの再生可能エネルギーから充電することで災害時の車両や蓄電池として活用していきたい。設備等の貸出は必ずではなく、各パートナーの可能な範囲ご協力をしていただく。

V その他

Q 1 パートナーになった後の取組状況はどのように把握するのか。

A 1 指定の様式を用いて、年に1回報告してもらう予定である。